（５）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（６）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（７）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

（８）その他特記事項

（注）「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第７条第３項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者がいる場合にあっては、（１）～（８）を記載すること。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（８）を記載すること。

４　環境適合性に関する説明

（１）国内で排出される二酸化炭素の量の算定

（２）二酸化炭素の排出を削減するための取組

（３）その他特記事項

５　事業の自立化に向けた取組及び事業の実施の効果に関する説明

（１）低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組

（２）事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針

（３）国内への経済波及効果や雇用創出などの規模

（４）その他特記事項

（備考）

１．機構による助成金の交付（法第10条第１号イ関係）を希望する場合に記載すること。

２．必要に応じて、法第７条第５項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。